

鹿島市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、鹿島市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の変更のための見直しに関する事項
- (3) その他計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民組織の代表者
- (3) 民生委員・児童委員の代表者
- (4) 社会福祉協議会の代表者
- (5) 高齢者関係団体の代表者
- (6) 障がい者関係団体の代表者
- (7) 地域活動関係団体の代表者
- (8) ボランティア関係団体の代表者
- (9) 子ども関係団体の代表者
- (10) 前各号に定める者のほか市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は見直しが完了する日までとする。

- 2 委員が任期の途中で前条第2項各号に規定する者でなくなった場合その他の事情により欠けた場合、市長は、速やかに当該委員の後任委員を委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部福祉事務所において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に行われる会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。